別紙

諮問第594号

答 申

1 審査会の結論

「平成〇年第〇回東京都教育委員会定例会会議録の9ページ下から6行目の()の 内容を裏付ける文書」を開示請求の対象となる保有個人情報に該当しないことを理由と して開示請求を却下した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例 113 号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「平成〇年第〇回東京 都教育委員会定例会会議録の9ページ下から6行目の()の内容を裏付ける文書」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)が平成29年4月17日付けで行った却下決定について、その取消しを求めるというものである。

(2)審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

- ア 教育委員会は請求者以外の個人の情報に関する文書だと主張するが、平成○年当時の親権者が○○市教育委員会の適切な対応がないため、教育委員会に緊急請願を提出したのである。その請願に係る当該情報は請求者である親権者、都民が知るべく情報である。会議録が子どもと保護者(都民)の訴えに基づくことなく事実を歪めて記載している。()の内容自体、事実確認することなく一方的に記載されている。裏付ける文書は明らかにすべきである。
- 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- ア 本件開示請求は、平成〇年度第〇回東京都教育委員会定例会秘密会会議録の記載 の一部について、記載内容を裏付ける文書の開示を求めるものである。
- イ 当該記載内容は、審査請求人の子に関するものであり、審査請求人本人の個人情報ではない。また、審査請求人の子は、平成〇年度に高校1年生であったことから、開示請求時点において成人であると推測できる。また、審査請求人は、当該子が開示請求時点において成年被後見人であって審査請求人がその成年後見人である旨の証明もしていない。
- ウ そのため、審査請求人に対して東京都個人情報の保護に関する条例 13 条 3 項の 補正として、当該請求の取下げ及び子本人からの請求を求めたところ、審査請求人 から取り下げないとの意思表示があった。
- エ 以上のことから、東京都教育委員会保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱 要綱第3.2(2)ウに基づき、本件開示請求を却下した。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成29年 8月30日	諮問
平成29年11月22日	新規概要説明(第182回第一部会)
平成29年12月 7日	実施機関から理由説明書収受

平成29年12月20日	審議(第183回第一部会)
平成30年 1月30日	審議(第184回第一部会)
平成30年 2月28日	審議(第185回第一部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった請求個人情報並びに実施機関及び審査請求人の 主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求個人情報について

本件審査請求に係る請求個人情報は、「平成〇年第〇回東京都教育委員会定例会会議録の9ページ下から6行目の()の内容を裏付ける文書」に記載された個人情報(以下「本件請求個人情報」という。)である。

実施機関は、本件請求個人情報を開示請求の対象となる保有個人情報に該当しないことを理由として、本件開示請求を却下する決定を行った。

イ 条例の定めについて

条例 12 条は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人と する保有個人情報の開示の請求をすることができる」と規定している。

ウ 本件開示請求に対する却下決定の妥当性について

本件開示請求は、平成〇年度第〇回東京都教育委員会定例会秘密会会議録の記載の一部について、その記載内容を裏付ける情報の開示を求めるものであるが、審査会が見分したところ、当該情報は、審査請求人以外の個人に関するものであり、審査請求人本人の個人情報ではないと認められる。

したがって、実施機関が本件開示請求を条例 12 条に定める自己を本人とする保 有個人情報の開示請求には該当しないとして却下した決定は、妥当である。 よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも